

事 務 連 絡  
令和 4 年 9 月 6 日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

5 歳以上 11 歳以下の者に対する新型コロナワクチンの 3 回目接種の  
実施に当たっての留意事項について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和 4 年 9 月 2 日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、5 歳以上 11 歳以下の者（以下「小児」という。）に対する新型コロナワクチンの 3 回目接種（以下「小児 3 回目接種」）について議論を行い、当該接種を予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）上の予防接種として位置づける方針が取りまとめられました。これを踏まえ、本日付けで関係法令等の改正を行い、本日より小児 3 回目接種の実施を可能としています。

小児 3 回目接種の実施に当たっての留意事項を下記のとおりお知らせいたしますので、各自治体におかれては、十分に御了知いただくとともに、関係機関への周知をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス接種体制確保事業の活用について

小児 3 回目接種の体制確保に係る経費は、新型コロナウイルス接種体制確保事業の補助対象となり、「5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その 4）」（令和 4 年 2 月 21 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。）においてお示しした具体的な対象経費の例についても、従来と同様に当該事業の対象となる。引き続き、これらの例も参考にしつつ、地域の実情を踏まえ、小児への接種体制の準備に取り組むこと。

2. 副反応への対応について

新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築については、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築につ

いて」（令和3年2月1日付け健健発0201第2号厚生労働省健康局健康課長通知）により、各都道府県に対し、専門的な医療機関を円滑に受診できる体制を確保するよう医療機関に協力依頼を行うことや、住民からの相談に対応できる体制を整備することについて依頼しているところである。

小児3回目接種の開始後も、当該課長通知に基づき、引き続き適切な体制の確保が求められるが、各都道府県にあつては、小児3回目接種を含め、引き続き小児への接種に対応可能な体制となっているかを改めて確認の上、必要に応じ、専門的な医療機関の見直し等について検討すること。

### 3. ワクチンの使用について

小児3回目接種に当たっては、すでに配送している小児用のファイザー社ワクチンを使用すること。また、これまで配送したワクチンについては、そのほとんどが10月末又は11月末に有効期限を迎えることから、それを考慮して早期に接種を進めること。

なお、小児用のファイザー社ワクチンの追加配送については、必要性を考慮して今後検討する。

以上